

平成19年10月9日

都道府県
各 指定都市 高齢者虐待防止法担当課 御中
中核市

厚生労働省老健局計画課
認知症・虐待防止対策推進室

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等
に関する法律等の施行に伴う対応について

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）に基づく各地方公共団体等の対応状況等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査について（依頼）」（平成19年5月24日老計発第0528001号厚生労働省老健局計画課長通知）により調査を行い、平成19年9月21日に調査結果の暫定版を取りまとめ、公表したところです。

今般、当該調査結果等を踏まえ、法の適切かつ円滑な運営を確保するための留意事項等を改めてお示しすることとしたので、ご了知の上、各種会議、研修会等の機会を通じて、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知していただきますようお願いいたします。

1 高齢者虐待の発生予防・早期発見のための取組みについて

高齢者虐待の発生予防・早期発見のためには、地方公共団体をはじめとして、介護サービス事業者、関係団体、関係機関、地域住民等が、高齢者虐待に関する正しい知識と理解の下に、高齢者虐待を発生させない体制整備に積極的に取り組むことが重要である。

このため、次のような観点から、地方公共団体等による取組みを適切に実施さ

りたい。

(1) 高齢者虐待相談等窓口の設置及び周知

法第18条では、市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、通報、届出の受理、虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局等を周知させなければならないものとされている。しかしながら、今回の調査では、「対応窓口となる部局の設置」及び「対応窓口部局の住民への周知」について、平成18年度末までに未実施の市町村が見受けられたことから、都道府県においては、管内の該当市町村に対して、平成19年度における取り組み状況を把握するとともに、未実施の場合、速やかに対応されるよう指導されたい。

(2) 高齢者虐待に関する知識・理解の普及啓発

地域住民一人ひとりが高齢者虐待に関する認識を深めることが、高齢者虐待の発生予防・早期発見の第一歩となることから、高齢者虐待に関する知識・理解の普及啓発は重要である。今回の調査では、「住民への啓発活動」、「居宅介護サービス事業者への法の周知」及び「介護保険施設への法の周知」については、約半数の市町村が既に取り組んでいる一方で、2割以上の市町村が「平成19年度も実施又は取り組む予定なし」と回答するなど、市町村間に差があった。

高齢者虐待は特定の人や家庭において発生するものではなく、誰にでも、どこの家庭にでも起こりうる身近な問題であるものと捉え、地域住民に対する高齢者虐待に関する知識・理解の普及啓発に、広く、積極的に取り組まされたい。

(3) 認知症に関する知識や介護方法の周知・啓発

今回の調査結果では、高齢者虐待を受けている高齢者の約4割に認知症の症状がみられたところである。特に、認知症の高齢者を介護する養護者・家族等にとっては、親や配偶者が認知症になったという事実を受け入れることが困難な場合、あるいは認知症によって引き起こされる症状への対応方法がわからない場合などが考えられ、結果として虐待にいたる場合などが考えられる。このため、養護者・家族等をはじめとする地域住民に対する認知症高齢者やその介護方法等に関する知識・理解の普及啓発に、広く、積極的に取り組まされたい。

(4) 通報（努力）義務の周知

法第5条では、高齢者の福祉に業務上関係のある団体や職員などは、高齢者虐待の早期発見に努めなければならないものとされ、また、法第7条及び第21条では、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに市町村へ通報しなければならない（又は、通報するよう努めなければならない）ものとされている。当該法の規定については、高齢者虐待の発生予防・早期発見を推進するため、介護サービス事業者、関係団体、関係機関、地域住民等に対して、広く、積極的に周知されたい。

2 高齢者虐待防止ネットワークの構築

在宅で養護者による虐待が起きる背景としては、身体的、精神的、社会的、経済的要因等様々な問題があるものと考えられることから、高齢者虐待の発生予防・早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うためには、関係団体、関係機関等との連携・協力体制を構築して対応することが重要であり、日常的に関係団体等との有機的なネットワークを構築しておくことが重要である。高齢者虐待防止等の権利擁護業務を含めて、地域における高齢者の問題解決に向けて支援するネットワークを構築することは、市町村や地域包括支援センターの重要な業務であるので、積極的に取り組まれない。

3 専門的人材の確保等

高齢者虐待の発生予防・早期発見、的確な援助が行われるためには、これらの支援業務が専門的知識に基づき適切に行われるよう、専門的な人材の確保及び資質の向上を図ることが重要である。また、介護施設・事業所等の従業者に対する専門的知識の普及も重要である。このような観点から、地方公共団体をはじめとして、介護サービス事業者、関係団体、関係機関等の職員に対する研修等に積極的に取り組まれない。

【担当】

厚生労働省老健局計画課

認知症・虐待防止対策推進室

TEL：03-5253-1111（内線3869）